



広報 おんな

平成7年4月1日発行 No.176



【特集】平成7年第3回恩納村議会定例会での比嘉村長の所信表明

●多くの村民が受章を祝う

大城勝保氏 藍綬褒賞を受章

第176号

広報 おんな

(14)

多くの村民が受賞を祝う

2月28日、コミュニティーセンターにおいて大城勝保氏（藍綬褒章）、吉山盛喜氏（新報活動賞）、山城かまださん、村婦人会（環境庁長官賞）の村主催による合同祝賀会及び、高校スポーツ界で活躍した上間静香さん、徳元幸人君の激励会が同時に行われました。会場には多くの村民や関係者が駆けつけ、今回の受賞、若者の旅立ちを祝いました。



新報活動賞を受賞した吉山盛喜さんは、二十八年前にいち早く栽培漁業に取り組み、ヒトエグサ（アーサ）を七年間、ついでモズクを五年間の歳月をかけ戦闘の末、養殖に成功。九三年には県名誉指導漁業士に認定されています。

草の根の活動が評価

地域環境美化功労者として表彰を受けた山城かまださんは、自宅の近くのアシビナーの清掃を二十年間、毎朝続けてきました。草の根的な活動が評価されたことは、地域で活動している方々の励みとなりました。地域環境保全功労者として表彰を受けた村婦人会は（会長名城幸代）は、地域の先頭になり清掃作業や花を植え付けて地域の美化に積極的に取り組んできました。



かまだおばあちゃんを囲んで

保護司として
二十六年

藍綬褒章を受賞された大城勝保氏は、保護司に委嘱されて二十六年間、保護監察という仕事を続けてきました。数えきれないほどの人生に接し、罪を犯してしまった人の相談相手や就職のあっせんという毎日。このような功績が認められ今回の受賞となりました。

恩納村の栽培漁業の先駆者

香さんは全国大会で常に上位に入賞するなど、三千と五千メートルの県記録保持者でもあります。卒業後、九州実業団の岩田に進み日本のマラソン代表を目指します。

一方、バレー・ボーリーで活躍した徳元幸人君は日本ユース代表に選ばれるなど全国的に注目されたります。学生バレー・ボーリーの頂点、中央大学に進学、将来は全日本入りを目指します。

地元の子供に励み



生活体験学習で心の豊かさを学ぶ

（二）生涯学習の振興について
個性的で、いろいろな生き方が尊重される時代に自らの能力を適性、意欲に応じて学習ができるよう学習者の視点に立った生涯学習の振興は大変重要であります。

(二) 「生の外語外教科担当」の解消策として去年から「美術担当」の非常勤講師が導入されました。が、平成七年度から新たに「家庭科」についてもその制度が導入されることになり、より充実した教科指導ができるものと確信いたします。

成六年度に三年間の学力向上の推進地域に県から指定を受け、各学校の先生方の御指導とご協力により良い成果を見たところであります。

特に中学校の県学力達成度テスト（国語・数学・英語）の成績がすべて県平均を上回った事は、高く評価すべきと考えます。

今年度も引き続き、子ども達の全面発達を目指して、学力向上対策事業の推進に努めることもに、昭和五五年度から実施している小学生六年生全員の宿泊学習会も引き続き実施してまいります。

見を交換し、討議を行つてご理解と同意を得たいと思ひます。三二五年と村制施行九十周年の記念すべき年にあたります。

平成十年は、恩納間切り以来、村民、議会議員各位の絶大なるご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

四 公共施設の構想について

生活関連基盤整備の遅れから道路、排水路、産業基盤整備等のハード面を重点に事業を推進してきましたが、高度経済から低成長時代へと社会情勢は変革し、高齢化、国際化、都市化が進展するなか、バブル経済の崩壊等の影響を受け内外状況は激変してきました。

こうした状況を踏まえ、
一、役場庁舎区域計画構想
二、近隣公園及び社会教育施設
整備構想

三、総合運動公園整備計画構想
四、万座毛恩納海岸散策道整備構想を作成いたしました。

五 教育・文化の振興について

昭和五九年に教育問題に関する内閣総理大臣直属の審議機関として、臨時教育審議会が設置され、昭和六二年まで四次にわたり答申がなされ、その中に教育改革の視点として次の三つが示されています。

その第一は、「個性重視の原則」であり、画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、自由、規律、自己責任の原則を確立すること。

第二は「生涯学習体系への移行」であり、学校教育の自己完結的な考え方から脱却して、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、学習が学校教育の基盤の上に各人の責任において選択され、生涯を通じて行われるようにしなければならないこと。

第三は「変化への対応」であります。

教育は、「未来へ先行投資」と位置付け、教育・文化・スポーツを通じた知的で健康的な人間育成と教育環境の整備充実に努めます。

又、去年九月から実施された学校五日制が今年度から第四土曜日も休業日となることから、学校開放事業の強化と青少年の健全育成に精力的に取り組んでまいります。

その主な具体策は、次のとおりであります。

(一) 教育条件整備と学校教育の充実

(1) 校舎校地等の整備と屋外体育活動の充実及び教育環境の安全性の確保並びに平成八年度実施事業に向けての調査、設計のため、平成七年度は、安富祖小中学校の防音改造工事、仲泊小中学校屋外倉庫工事、仲泊中学校門扉障・排水溝工事、山田小中学校地すべり対策擁壁工事、山田小中学校校舎耐力度調査、喜瀬武原小中学校校舎の実施設計、仲泊校の創立五十周年記念事業への助成等を行うとともに、これまでの遠距離通学助成区域に宇谷茶を新たに追加することにいたしました。

(二) 幼児・児童・生徒の知・徳・本の全面発達を期して、平



老朽化が著しい役場庁舎

見を交換し、討議を行つてご理解と同意を得たいと思います。平成十年は、恩納間切り以来、三二五年と村制施行九十周年の記念すべき年にあたります。

こうした状況を踏まえ
一、役場庁舎区域計画構想
二、近隣公園及び社会教育施設
三、総合運動公園整備計画構想
四、万座毛恩納海岸散策道整備
整備構想

教育は、「未来へ先行投資」と位置付け、教育・文化・スポーツを通じた知的で健康的な人間育成と教育環境の整備充実に努めます。

第176号



建設中の恩納保育所

保育所事業については、今年度から所長制を導入し保育所管理制度の充実を図り、二十一世纪を担う子供達の環境を整備し心身の健全育成の確立に努力します。

母子福祉については、新規事業として「母子及び父子家庭等医療費助成事業」を導入し、母子及び父子家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

援護関連等については、沖縄戦終結五十周年の節目にあたることから戦争を知らない子等への恒久平和の確立を継承していくえからも、戦後史の編纂は不可欠であり、二箇年計画で取組んでいく計画であります。又、記念事業として戦中戦後に関連した琉球の募集を実施し、去る大戦のいまわしい惨禍を繰り返すことのないよう戦没者の尊い犠牲を若い世代に語り継ぎ風化させることなく恒久平和を確立していく礎としたいと思います。

国民年金事業については、急速な高齢化が進展していく中で年金は、村民の老後の所得保障を担う大きな柱であり、地域に及ぼす経済的効果も第一次産業をしのぐとのなっております。しかし、本村においても、いま

だに相当数の未加入者や未納者が存在しており、そのため年金権確保のための適用対策、年金制度の意義、役割の周知徹底による保健料納付の促進及び口座振替等による納付対策に積極的に取組み、無年金発生防止に努めるとともに年金受給者や被保険者及び地域住民に対する行政サービスの向上に努めてまいります。

母子福祉については、新規事業として「母子及び父子家庭等医療費助成事業」を導入し、母子及び父子家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

援護関連等については、沖縄戦終結五十周年の節目にあたることから戦争を知らない子等への恒久平和の確立を継承していくえからも、戦後史の編纂は不可欠であり、二箇年計画で取組んでいく計画であります。又、記念事業として戦中戦後に関連した琉球の募集を実施し、去る大戦のいまわしい惨禍を繰り返すことのないよう戦没者の尊い犠牲を若い世代に語り継ぎ風化させることなく恒久平和を確立していく礎としたいと思います。

国民年金事業については、急速な高齢化が進展していく中で年金は、村民の老後の所得保障を担う大きな柱であり、地域に及ぼす経済的効果も第一次産業をしのぐとのなっております。しかし、本村においても、いま

(三) 下水道事業の整備について
本村は、自然環境に恵まれ光リゾート地として発展し、今までに知れ渡るようになりましたが、この恵まれた自然環境を維持していくには、下水道の整備が急務であります。平成七年度から下水道整備に向け検討委員会(内部)を設置し対象人口、対象集落、受益戸数等の検討を進めてまいります。

(四) 環境衛生について
より良い生活環境を確保するため環境整備を継続して実施します。

又、一般廃棄物の処理につい

ては、衣食住の変化に伴い廃出

されるゴミの種類等も多様化で

あり、分別、減量、資源化に今

後とも努めてまいります。

第三次拡張計画も順調に推進

し平成八年度に谷茶配水池の一

区の施設も改善し給水します。

今後は、加入率と有水率の向

上に努力いたします。

八 健康づくり推進事業について

(一) 地域保健について
戦後の我が国の公衆衛生行政は、結核やコレラ等の伝染病の蔓延の防止を主要な課題として出発したものであります。しかし、歴史的経緯を反映して、保健所を中心実施されてきた公衆衛生行政は、社会防衛的な

政策も厳しい情勢に直面しています。しかし、そのような状況の中であっても一瞬たりとも自治行政の停滞は許されません。

基本構想基本計画の基に「青と緑の豊かな活力ある村」づくりに向け、村当局は勿論、村民の英知を結集し全力を尽くす所存でございます。

おわりに村民、議員各位のご指導ご協力を心から、お願ひ申し上げまして私の平成七年度の所信表明といたします。

しかし、そのような状況の中であっても一瞬たりとも自治行政の停滞は許されません。

基本構想基本計画の基に「青と緑の豊かな活力ある村」づくりに向け、村当局は勿論、村民の英知を結集し全力を尽くす所存でございます。

おわりに村民、議員各位のご指導ご協力を心から、お願ひ申し上げまして私の平成七年度の所信表明といたします。

平成七年三月十日

恩納村長

比嘉 茂政

(一) 国民健康保健について
超高齢化の到来、進展に伴い慢性疾患の増加、疾病構造の変化、医療の增高は依然として統いており、国保三%推進運動、保健施設事業費として一%以上保険税一%の収納率アップ、医療費適正化一%以上のアップ、保健施設事業費として一%以上確保を推進し、健全な財政運営を図り、国保財政の安定、強化に努めてまいります。

九 おわりに

以上平成七年度の村政運営にあたり所信の一端を申し述べてまいりましたが、平成七年度も国、県の緊縮財政の中で地方行

(五) 上水道について
本村の上水道事業は、昭和五二年度に供用開始し水道事業を進めてまいりましたが、昭和六三年頃のリゾート施設の計画件数が多く、需要量の増加に伴い上水道を拡張するために第一次拡張計画を平成元年五月に許可を受け、拡張事業を進めてまいりました。

平成六年度事業は、恩納区、谷茶区の配水管布設を行い、四月には給水を開始し又、宇加地区の施設も改善し給水します。平成七年度の事業は、安富祖区配水管布設工事と電気計装設の事業を行います。

第一次拡張計画も順調に推進

し平成八年度に谷茶配水池の一

区の施設も改善し給水します。

「キジムナー」は、伝説の中の木にやどる妖精。「キジムナーと友(どうし)ないねー、魚(いやー)かまいん」と各地の民話はある。しかし、いったん嘘をつくと恐ろしい妖怪に変身してしまう。

現在、恩納村内では昨年九月から死亡事故ゼロを続けています。しかし事故件数は依然として増加傾向にあり、村交通安全運動を呼びかけています。さて今回の「交通安全キジムナー」の設置は、キジムナーを交通安全のシンボルとし、五十八号線を通るドライバーに安全運転を呼びかけようと、交通安全母の会、商工会が中心となり企画、山田にある琉球村の全面的な協力により実現しました。



日頃の活動を発表

第十二回恩納村子どもフェスティバル

子どもたちが、一同に集い日頃の活動を発表し、お互いの友情の輪を広げようと、第十二回恩納村子どもフェスティバルが一月二十六日、コミュニティセンターで行われました。午前中は、子どもたちが自分で収穫した餅米を使った餅つき大会。なかなかうまくいかない餅つきに、ところどころから笑い声も飛び出しました。参加者はつきたてのお餅をおいしそうに口にしていました。

引き続き行われた活動発表では、各子ども会の代表がクラブ活動や、日和佐町の子ども会との交流などの体験発表を行なったほか、唄や踊り創作劇などを披露、大きな拍手でそれぞれの活動をたたえました。

また会場には日頃の活動の様子を写した写真も展示されました。



あなたを交通事故から守る

国道沿いに交通安全キジムナー

気軽に
参加して下さい

沖縄グリーンビーチクラブは、いろいろな団体、個人に呼びかけ各地の海岸のクリーンアップに努めています。

サラリーマンの妻は要チェック!

年金の加入期間は 万全ですか?

平成七年四月～九年三月は第三号特例届出の期間です

この四月から二年間、第三号被保険者の特例届出措置が実施される。「届出なら以前にしたから大丈夫」という專業主婦の人たちへ。本当に加入期間が万全かどうか、ここで一度確認してほしい。転職や退職をした人たちへ。自分や配偶者の被保険者種別変更

の手続きを忘れてはいないだろうか?

そして受給者の人たちへ。第三号未届の期間が一ヶ月でもあるのなら、届出をすれば年金額に反映される。この二年間の特例は、非常に大事な期間。有效地に使って、将来の年金を確実にしよう。

第三号末届者は四三万人に

現行の年金制度の基本的な形ができるあがったのは、昭和六一年。このときの改正で、全国民に共通の国民年金が

導入され、二〇歳以上六〇歳未満の人には必ず、第一号被保険者(自営業者)、第二号被保険者(サラリーマンやOL)

など厚生年金や共済組合の加入員)、第三号被保険者(第二号被保険者の被扶養配偶者、おもに專業主婦など)のいずれかに加入することが義務づけられた(なお学生も平成三年度から第一号被保険者に強制加入となっている)。かつては国民年金の任意加入者となっていた專業主婦等は、保険料を自分で支払う必要はなくなったが、昭和六年から、第三号被保険者である旨の届出を市区町村の窓口に行うことになった。この届出をしないと、本来なら保険料納付済とされる期間が未加入となりなされてしまうのである。

第三号被保険者の総数は、一、二六万人(うち九九%以上にあたる)、一二二万人が女性)。第一号、第二号にのぼる(平成五年度社会保険事業概況)。

一方、第三号被保険者の資格該当者のうち、未届者は四三万人と推計されている(平成四年公的年金加入状況等調査)。いってみれば、この人たちは、将来の無年金者や低年金者予備群の「最前線」にいることになるだろう。

各地とも午前十時より連絡先 沖縄グリーンビーチクラブ
会長 エドサンチエス
九六四一五五七一(FAX)

※インター・ナショナル
クリーンビーチデー

九六五一一五三七一(FAX)



家庭、地域、学校が一体となり子供たちを支援

各学校では、土曜日の休業日の授業時間数の確保をするとともに、学力が低下することのないよう、学年や学級の実態に合わせて学習内容・指導方法を研究しています。

これまでには、多くの知識や技能を教え込むことに偏りがちであった教育から、これからは激しい変化が予想される社会に生きるために、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、表現力などを基本とする新しい学力観に立った教育が重要となっています。

土・日曜日の連続した休みで今以上に家庭で、地域で子どもたちの主体的な活動を支援していくようにしたいものです。

平成7年 遺骨収集及び慰霊巡拝計画

地 域	実施時間	実施期間	派遣人員	巡 拝 地 域	概 算 経 費 (参加者負担)
占 守 島	7月下旬	12日間	30人	島内全域	調査中
モンゴル墓参	8月下旬	9日間	30人	ウランバートル周辺	35～37
中 国	8月下旬	9日間	50人	東北地区	32～34
樺 太	9月下旬	8日間	50人	南樺太全域	22～24
ビスマーク・ソロモン諸島	11月上旬	9日間	50人	ガダルカナル島等 (ビスマーク諸島については現地状況を調査のうえ検討)	62～64
フィリピン	11月下旬	8日間	100人	ルソン島、レイテ島、セブ島、ミンダナオ島等	20～22
イ ン ド	1月下旬	8日間	30人	インパール、コヒマ等	32～34
マ リ ア ナ 諸 島	2月下旬	5日間	50人	サイパン島、テニアン島、グアム島、ロタ島等	22～24
北 ボ ル ネ オ	3月上旬	8日間	50人	コタキナバル、ラブアン、ミリ、クチン等	39～41

詳しくは、県生活福祉部 援護課（866-2177）まで

四月から学校は第二・第四が休み

学校・家庭・地域で子供たちを支援

実施に向けて

各学校では、土曜日の休業日の授業時間数の確保をするとともに、学力が低下することのないよう、学年や学級の実態に合わせて、自ら考え、主体的に判断し、「自ら考える力」をつけさせることが大きなねらいです。

学校週五日制のねらい

学校週五日制は、児童・生徒の生活にゆとりをもたせ、学校と家庭、地域社会が一体となって、それぞれ教育的機能を発揮し、「自ら考える力」をつけさせることが大きなねらいです。

四月から学校は第二・第四が休み

学校・家庭・地域で子供たちを支援

実施に向けて

各学校では、土曜日の休業日の授業時間数の確保をするとともに、学力が低下することのないよう、学年や学級の実態に合わせて、自ら考え、主体的に判断し、「自ら考える力」をつけさせることが大きなねらいです。

四月から学校は第二・第四が休み

学校・家庭・地域で子供たちを支援

実施に向けて

各学校では、土曜日の休業日の授業時間数の確保をするとともに、学力が低下することのないよう、学年や学級の実態に合わせて、自ら考え、主体的に判断し、「自ら考える力」をつけさせることが大きなねらいです。

予防接種

実施方法が変わります

予防接種とは、麻疹（はし）や百日咳（はく）のような伝染病の原因となるウイルスや、細菌などの毒素の力を弱めてワクチンを作り、それを体に接種して抵抗力（免疫）を作ることです。子どもは病気にかかりやすくかかると重くなることがありますので、病気にならなければなりません。しかしお母さんから赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力は、百日咳では生後三ヶ月までに、麻疹（はしか）では生後八か月ごろまでに、自然に失われていきます。そのため保育所や幼稚園に入るまでに予防接種で免疫をつけ、伝染病にかかるないように予防する必要があります。これに役立つのが予防接種です。

ところが、今までの予防接種の方法では、まれに予防接種による副反応で健康被害を受ける

人がいました。このようなことから法律が改正され、一九九五年（平成7年）四月一日から予防接種の実施方法が次のように変更されることになりました。

（義務から、努力義務へ）

今までの予防接種は、法律上「受けなければならない」となっていましたが、予防接種の効果や副反応の十分な情報を提供することによって、予防接種の意義を正しく理解していただき、そのうえで皆さんに進んで接種を受けていただくことになります。

（接種前に配布する『予防接種と子どもの健康』についての冊子を、よく読んで接種してください）

（個別・集団接種を併用）

予防接種の対象となるのは、次の八種類です。

△個別接種：三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）・麻疹（はしか）・風疹・日本脳炎・ベルクリン反応・BCG）

集団接種は今までどおり、各地区の公民館や集会所で接種します。個別接種は市内の病院や診療所で接種を受けてください。

詳しく述べては、その都度、広報おんなに掲載します。

（接種前に配布する『予防接種と子どもの健康』についての冊子を、よく読んで接種してください）

（個別・集団接種を併用）

予防接種の対象となるのは、次の八種類です。

△個別接種：三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）・麻疹（はしか）・風疹・日本脳炎・ベルクリン反応・BCG）